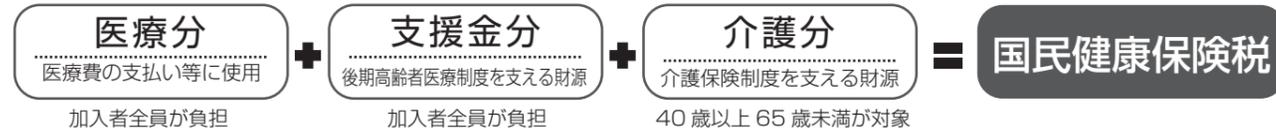


# 平成25年度国民健康保険税の税率(額)が決まりました

国民健康保険事業に要する費用は、被保険者の皆さんにご負担いただく国民健康保険税と国の補助金等によって運営されています。

平成25年度の国民健康保険税の税率(額)が決まりましたのでお知らせします。なお今年度につきましては、前年度の税率(額)からの変更はありません。

## ◎国民健康保険税の内訳



## ◎国民健康保険税の算定及び税率(額)について

下表の「所得割」・「均等割」・「平等割」の合計額が国民健康保険税の税額となります。

区分	税率又は税額	税率又は税額		
		医療分	支援金分	介護分
所得割額	{被保険者の前年中の総所得金額等－基礎控除(330,000円)}×税率	7.0%	2.4%	1.9%
均等割額	加入者(被保険者)1人に対して(年額)	25,000円	7,500円	8,900円
平等割額	加入世帯に対して(年額)	20,000円	6,300円	5,900円
課税限度額	1世帯で算定した所得割、均等割、平等割の合計額の限度額(最高額)	510,000円	140,000円	120,000円

## ◎モデル世帯における年税額

**モデル1** 夫婦・子ども2人の4人世帯(夫45歳、妻43歳、子15歳、子10歳)

- 夫の所得(前年中) 営業所得 200万円 (所得割算定基礎額 200万円-33万円=167万円)
- 妻・子どもの所得はなし

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万×7.0%)	(167万×2.4%)	(167万×1.9%)
均等割	(25,000×4名)	(7,500×4名)	(8,900×2名)
平等割	20,000	6,300	5,900
<b>年税額</b>	<b>236,900</b>	<b>76,300</b>	<b>55,400</b>

年税額 **368,600円** (100円未満切捨)

**モデル2** 夫婦のみの2人世帯(夫72歳、妻70歳)

- 夫の所得(前年中) 年金収入 260万円(所得140万円) (所得割算定基礎額 140万円-33万円=107万円)
- 妻の所得(前年中) 年金収入 100万円(所得0円)

	医療分	支援金分
所得割	(107万×7.0%)	(107万×2.4%)
均等割	(25,000×2名)	(7,500×2名)
平等割	20,000	6,300
<b>年税額</b>	<b>144,900</b>	<b>46,900</b>

年税額 **191,800円** (100円未満切捨)

## 非自発的失業により国民健康保険に加入された場合は国民健康保険税が軽減されます

<b>軽減内容</b>	非自発的失業者(倒産、解雇、リストラ等の事業主都合によって離職された方)に対し、安心して医療が受けられるよう、平成22年4月から国民健康保険税の算定の際、対象者の前年の給与所得を100分の30に軽減する制度が開設されています。ただし、前年の給与収入が65万円以下(給与所得が0円)の方については、申請されても保険税額に変更はありません。	
<b>対象期間</b>	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。	<b>申請場所</b> 市役所税務課又は各地域市民センター(旧支所)窓口、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参のうえ申請して下さい。
<b>対象者</b>	次のすべての条件を満たす方 ①平成21年3月31日以降に失業した方 ②失業時点で65歳未満の方 ③雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」に該当する方 ※③については、雇用保険受給資格者証の離職理由欄の記載番号が下記の場合に該当します。 特定受給資格者理由コード・・・11、12、21、22、31、32 特定理由離職者理由コード・・・23、33、34	

## 保険税軽減制度に係る特例

国民健康保険に加入されていて、後期高齢者医療制度へ移行された方(「特定同一世帯所属者」といいます。)がおられる世帯においては、特定同一世帯所属者を含めて低所得者に対する軽減(7割・5割・2割)の判定を行います。この制度は、平成20年度から5年間の時限措置でしたが、このたび期限を区切らない恒久措置へと変更となります。

○低所得者に対する軽減とは、次の条件に該当する世帯の均等割、平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです(申請は不要ですが、所得申告をしていないと軽減措置を受けることはできません。)

軽減区分	軽減対象となる世帯の所得の基準額(前年の総所得金額等)
7割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円以下
5割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下
2割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円+(35万円×被保険者数)以下

※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含みます。  
 ※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得から15万円を控除します。

## 特定世帯に係る軽減について

国民健康保険加入の二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が国民健康保険の被保険者として残った世帯(「特定世帯」といいます。)になる方については、平成20年度以降、5年間に限り平等割を半額にする措置が設けられていますが、6年目から8年目についても引き続き平等割の4分の1の税額を軽減する措置が新たに追加されます。

問い合わせ  
**税務課市民税係** ☎65-0679 / ☎63-4574

## 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院および外来受診をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額までとなる制度(限度額適用)が利用できます。この制度を受けようとする方は申請が必要となります。また、今まで認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

なお、申請されても保険税の未納がある場合は、交付を受けられない場合があります。

申請方法については次のとおりです。

○申請場所  
 保険年金課または旧支所の地域市民センター

○持参するもの  
 ・保険証  
 ・課税証明書(平成25年1月1日に甲賀市に住所のない方)

\*8月以降に申請を受付します。

□70歳から74歳の国民健康保険前期高齢者の方は、高齢受給者証で、所得区分の確認ができるため、住民税非課税世帯の方のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

## 国民健康保険高齢受給者証を更新します。

現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日からお使いいただく新しい受給者証を7月下旬に郵送でお届けします。

ご自宅に届きましたら、お名前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。  
 また、受診をされる時は保険証とあわせて必ず病院・薬局の窓口へ提示をお願いします。



問い合わせ  
**保険年金課国保年金係**  
 ☎65-06688 / ☎63-4618